

## ASBJ、後発事象に関する取扱いを定めた会計基準を提案

Point  
1

## 何に関する提案？

本公開草案は、**後発事象**に関する取扱いを定めた会計基準の提案です。  
監査基準報告書 560 実務指針第1号「後発事象に関する監査上の取扱い」（以降「**監基報 560 実1**」）における**会計に関する内容**を原則として踏襲し、ASBJの会計基準に**移管**することを基本的な方針としています。

Point  
2

## 何を変える提案？

監基報 560 実1において、監査対象となる後発事象は**監査報告書日**までに発生した後発事象であることが定められていたところ、本公開草案では、国際会計基準（IAS）第10号「後発事象」と同様に**財務諸表の公表の承認日**までを後発事象の対象期間とすることとし、財務諸表の**公表の承認日**及び財務諸表の公表を**承認した機関又は個人の名称**を注記することが提案されています。

また、会計監査人設置会社の**計算書類等**における後発事象の対象期間についても指針が示されています。

Point  
3

## 金商法監査の財務諸表における特例的な取扱いはどうなる？

計算書類等に係る**監査報告書日後、財務諸表等の監査報告書日**までに発生した**修正後発事象**は、**開示後発事象に準じて取り扱う**という金商法監査の財務諸表に関する特例的な取扱いについては、本公開草案でも基本的に踏襲され、当取扱いの抜本的な見直しを行うか否かは、最終化後に検討を行うこととされています。

Point  
4

## いつから影響がある？

最終化された会計基準等の公表後概ね1年程度経過後**最初に到来する年の4月1日以後開始する年度の期首からの適用**とされています。早期適用の定めは設けられていません。

**遡及適用は要求せず**、将来にわたって適用することが提案されています。



## ここに注目！

財務諸表の公表の承認日までを後発事象の対象期間とすることにより、IFRS®会計基準やサステナビリティ開示基準との整合が図られます。一方で、わが国固有の開示制度に起因する金商法監査の財務諸表における特例的な取扱いについては、見直しに関して賛否が分かれたため、監基報 560 実1の内容を踏襲することが提案されています。このまま最終化へと進むか、要注目です！